

条 例

議会の議決を経た「千曲市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長

千曲市条例第13号

千曲市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

千曲市農業集落排水施設条例（平成15年千曲市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

倉科地区農業集落排水施設	千曲市大字倉科156番地2	農業集落排水事業実施要綱（58構改D第217号。以下「要綱」という。）に基づき、採択を受けた倉科地区農業集落排水事業の実施区域
森地区農業集落排水施設	千曲市大字森304番地1	要綱に基づき、採択を受けた森地区農業集落排水事業の実施区域

」を

「

森地区農業集落排水施設	千曲市大字森304番地1	農業集落排水事業実施要綱（58構改D第271号。以下「要綱」という。）に基づき、採択を受けた森地区農業集落排水事業の実施区域
-------------	--------------	--

」に

改める。

別表第2中

「

倉科地区及び森地区の加入金算定方式

」を

「

森地区の加入金算定方式

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。